

徳島県企業管理規程第十一号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の徳島県企業局長の項中「事業推進課施設基盤整備室」を「施設基盤整備課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。